

日本国憲法 第25条

すべて国民は 健康で文化的な
最低限度の生活を営む権利を有する

知っておきたい 生活保護制度



pixta.jp - 7929319

名古屋市精神障害者家族会連合会

TEL/FAX(052)846-5576 Eメール meikaren@movie.ocn.ne.jp

生活保護法

第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

「資産の活用」とは

預貯金、生活に利用されていない土地・家屋、生命保険の解約返戻金等があれば売却、解約し生活費に充てる。

「能力の活用」とは

働くことが可能な方は、その能力に応じて働く。

「あらゆるものの活用」とは

年金や手当など他の制度で給付を受けることができる場合は、まずそれらを活用する。

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

民法第877条 扶養義務者

1. 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。
2. 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合の外、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

※生活保護の申請後、通常は扶養義務者に「扶養照会」という手紙が送付されます。

第2章 保護の原則

(基準及び程度の原則)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

世帯の収入と厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、保護が適用されます。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない

支給される保護費は、地域や世帯の状況によって異なります。
 級地制度は、地域における生活様式や物価差による生活水準の差を生活保護基準に反映させることを目的とした制度。
 現行級地制度は、22.5%の格差を6区分（3級地6区分制）化し、地方自治体（市（区）町村）単位でそれぞれ級地区分を指定している（昭和62年度～）。

（必要即応の原則）

第9条 保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。

（世帯単位の原則）

第10条 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

生活保護は「世帯を単位」として適用されます。世帯全体の収入を合計して、最低生活費を上回るときは適用されません。
 厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されます。

第3章 保護の種類及び範囲（種類）

生活を営む上で生じる費用	扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 （食費・被服費・光熱費等）	生活扶助	基準額は、 ①食費等の個人的費用（年齢別に算定） ②光熱水費等の世帯共通的費用（世帯人員別に算定）を合算して算出。 特定の世帯には加算がある。（障害者加算等）
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払（本人負担なし）
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払（本人負担なし）
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能修得費用	生業扶助	定められた範囲内で実費を支給
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で実費を支給

第11条 保護

精神障害者の障害者加算は、障害年金2級相当は1級地で17,530円、2級地で16,310円、3級地で15,090円の加算となります。

最低生活費（モデル世帯）について

平成30年10月改正 名古屋市（1級地—1）

（1）標準3人世帯（33歳、29歳、4歳）

生活扶助	I類+II類	147,170円
	児童養育加算	10,000円
	小計	157,170円
住宅扶助		48,000円
合計		205,170円

注：11～3月は冬季加算4,160円をII類に加算

住宅扶助は3人世帯の住宅扶助限度額を認定

（2）母子2人世帯（母30歳、子9歳（小学生））

生活扶助	I類+II類	116,510円
	母子加算	21,400円
	児童養育加算	10,000円
	小計	147,910円
教育扶助		2,600円
住宅扶助		44,000円
合計		194,510円

注：11～3月は冬季加算3,660円をII類に加算

住宅扶助は2人世帯の住宅扶助限度額を認定

教育扶助は実費支給分を除き月額の基本額のみ認定

（3）高齢者単身世帯（68歳）

生活扶助 （I類+II類）	78,470円
住宅扶助	37,000円
合計	115,470円

注：11～3月は冬季加算2,580円をII類に加算

住宅扶助は1人世帯の住宅扶助限度額を認定

（1人世帯で住居等の床面積が15㎡以下の場合は別途限度額あり）

生活保護の手続きの流れ

厚生労働省生活保護制度 HP 参照

○ 事前の相談

生活保護制度の利用を希望する方は、お住まいの地域を所管する福祉事務所の生活保護担当を訪ねてください。生活保護制度、生活福祉資金、各種社会保障施策等の活用の説明を求め申請用紙を受理してください。

○ 保護の申請

生活保護の申請をされた方については、保護の決定のために以下のような調査が実施されます。

- ・生活状況等を把握するための実地調査（家庭訪問等）
- ・預貯金、保険、不動産等の資産調査
- ・扶養義務者による扶養（仕送り等の援助）の可否の調査
- ・年金等の社会保障給付、就労収入等の調査
- ・就労の可能性の調査

○ 保護費の支給

- ・厚生労働大臣が定める基準に基づく最低生活費から収入（年金や就労収入等）を引いた額を保護費として毎月支給されます。
- ・生活保護の受給中は、収入の状況を毎月申告することになります。
- ・世帯の実態に応じて、福祉事務所のケースワーカーが年数回の訪問調査を行います。
- ・就労の可能性のある方については、就労に向けた助言や指導が行われます。

○ 相談・申請に必要な書類

生活保護の申請にあたっては、必要な書類は特別ありませんが、生活保護制度の仕組みや各種社会保障施策等の活用について十分な説明を行うためにも、生活保護担当窓口での事前の相談が大切です。

なお、生活保護の申請をした後の調査において、世帯の収入・資産等の状況がわかる資料（通帳の写しや給与明細等）の提出を求められることがあります。

家族の仲間の皆さんへ

私たちは一人ぽっちではありません。どんな時も仲間がいることを忘れないでください。生活保護を受けることは「恥ずかしいこと」ではありません。病気や障害は本人の責任でも、家族の責任でもないのです。

～ まず、一人で悩まないで家族会に相談し、助け合ってください ～